

初診時・再診時の選定療養費に関するお知らせ

令和2年4月の診療報酬改定にあたり

2020年4月1日から

次のとおり選定療養費を改定いたします

| | 改定前 | 改定後 |
|--|------------|------------|
| 初診時選定療養費 紹介状を持参せずに 当院を受診された場合 | 3,300円(税込) | 5,500円(税込) |
| 再診時選定療養費 症状が落ち着き、当院担当医が 診療所等へ「かかりつけ医」と して紹介を申し出た後も当院で 診療を希望し受診された場合 | なし | 2,750円(税込) |

令和2年4月の診療報酬改定において、一般病床200床以上の地域医療支援病院の初診時と再診時の選定療養費の徴収が義務化されました。当院でも4月1日から選定療養費を改定させていただきます。

当院は「地域医療支援病院」として地域の「かかりつけ医」の先生方と連携し「かかりつけ医」では対応が困難な急性期や検査、入院等が必要な患者さんを受入れています。その後、状態が落ち着き次第「かかりつけ医」の先生のもとで治療を継続していただくことにより病院と診療所の役割分担を進めております。